建設事業功労滋賀県知事表彰要領

（目的）

第１条　この要領は、県内において建設事業の推進に功労のあった個人または団体を表彰することにより、建設業界の事業意欲を喚起するとともに、県内建設事業の振興を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　この表彰は、建設事業の推進に相当の実績を有し、他の模範である個人または団体のうち、その功績が特に顕著なものを対象とする。

（表彰の対象除外）

第３条　次に掲げるものは、この表彰の対象から除外する。

（１）　この表彰の対象となる事業について叙勲・褒章または大臣もしくは知事の表彰を受けたことのある個人または団体。

（２）　この表彰の対象となる事業以外により知事の表彰を受けている個人または団体で表彰後５年を経過していないもの。

（３）　犯罪容疑、刑罰、行政処分、入札参加停止措置等を受けた後相当の期間が経過していない、または県税を滞納している等住民感情にそぐわない個人または団体。

（表彰の資格基準）

第４条　この表彰の対象となる建設事業関係功労者または建設事業関係優良団体の資格基準は、第２条に掲げるもののうち次の各号の一に該当するものとする。

建設事業関係功労者

（１）　建設事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、業務改善技術開発等を行って顕著な成果を挙げ、かつ建設事業関係団体の役員に４年以上在職し、業界の発展に寄与した者。

（２）　建設事業関係団体の職員として25年以上継続して勤務しかつ常勤の役員として６年以上在職した者または当該団体の常勤の役員として15年以上在職した者で建設事業の発展に寄与した者。

（３）　建設事業関係技能者として30年以上継続して従事し、高度の技能の発揮または苦労のわりには報いられることの少ない業務の遂行をもって事業の進展に寄与するとともに後進の指導・育成に尽力した者。

（４）　建設事業関係審査会、収用委員会等の委員として12年以上（会長または会長代理経験者にあっては８年以上）在職し建設事業の発展等に尽力した者。

（５）　前各号に該当する被表彰候補者の年齢は50才以上とする。

建設事業関係優良団体

（１）　建設事業関係団体として結成以来原則として15年以上経過し、建設事業の発展に尽くした団体。

（２）　建設技術の向上に特に著しい成果を挙げた研究団体。

（３）　公共事業を担当し、多くの困難を克服して所期の目的を達成した団体。

（推薦者）

第５条　この表彰の被表彰候補者または団体の推薦は、個人にあっては当該候補者の所属もしくは所属した団体の代表者が、団体にあっては当該団体の代表者がそれぞれ行うこととする。

（推薦調書等）

第６条　前条の被表彰候補者または団体の推薦をするものは別に定める日までに別記様式による推薦調書等を知事あて提出することとする。（提出先は県土整備部監理課）

（選考方法）

第７条　この表彰の被表彰者または団体は、審査委員会の審査を経て知事が決定する。

（審査委員会）

第８条　前条の審査は、県土整備部における表彰等の候補者等審査委員会設置要綱（平成25年６月17日制定）に基づく候補者等審査委員会において、合議によりこの表彰の適否を審査する。

（表彰の方法）

第９条　この表彰は、被表彰者または団体の代表者に表彰状を授与して行う。

（表彰の実施）

第10条　この表彰の実施時期は別に定める。

付　則

この要領は昭和61年８月９日から施行する。

この要領は平成13年４月１日から施行する。

この要領は平成16年４月１日から施行する。

この要領は平成17年４月１日から施行する。

この要領は平成20年７月１日から施行する。

この要領は平成23年８月25日から施行する。

この要領は平成25年６月17日から施行する。

この要領は令和２年11月９日から施行する。

この要領は令和８年４月１日から施行する。